

【商法】

受験番号		氏名	
------	--	----	--

以下の4つの設問の中から、1問を選択して解答しなさい。

（答案の最初に、選択した問題番号を明記すること。）

1. 小規模閉鎖株式会社において代表取締役の重大な過失行為があったときに、会社法429条1項が果たす意義と機能について論じなさい。

会社法429条1項「役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。」

2. 株主総会における、いわゆる「勧告的決議」について論じなさい。

3. 営業譲渡における「譲渡人の債権者」のための保護について論じなさい。

4. 第三者による保険事故招致について論じなさい。

【出題意図】

1. 会社法429条1項の法的性質とその機能を問うもの。判例・多数説によると同条は「特別の法定責任」とされるが、この法的性質について理解できているか。また、従来は小規模閉鎖会社が倒産した場合に債権者保護の役割を果たしてきたが、近年においてみられる同条の機能変化についても論じてもらいたい。

2. いわゆる「勧告的決議」の具体的な利用場面、会社法295条2項の規定からみた法定決議との相違、勧告的決議の意義などの基礎的事項を述べた上で、発展的な論点として、勧告的決議の手續・内容に瑕疵がある場合に株主は争うことができるか、勧告的決議の株主提案や勧告的決議を目的とする少数株主による総会招集請求は認められるか、といった諸点についても論及してもらいたい。

3. 営業譲渡における譲渡人の債権者のための保護について問うた。商法17条、18条および18条の2が、譲渡人の債務につき、譲渡人だけでなく譲受人も連帯して弁済責任を負う旨を定めることで、譲渡人の債権者保護を図っていることを理解しているか確認しようとした。

4. 保険法上の保険事故招致免責の規定を踏まえ、原則として、第三者による保険事故招致は保険者有責になることを示したうえで、例外的に第三者による保険事故招致が保険者免責となる場合として、どのような場合があり、どのように正当化するかを問う問題であった。